

瀬谷区総合庁舎駐車場の設置及び有料化について

1 趣旨

瀬谷区総合庁舎駐車場については、現在、駐車場の整備を行っており、平成 25 年 4 月から供用を開始します。庁舎駐車場については、平成 22 年 2 月から有料化を図っており、瀬谷区総合庁舎駐車場についても供用開始に合わせて、有料化を実施します。

【駐車場の概要】

平面自走式（同時に整備される二ツ橋公園の地下）

台数：一般用 111 台（公用 20 台 計 131 台）

（参考：旧庁舎 一般用 61 台（公用 30 台 計 91 台）

営業時間：8 時 15 分～22 時 30 分

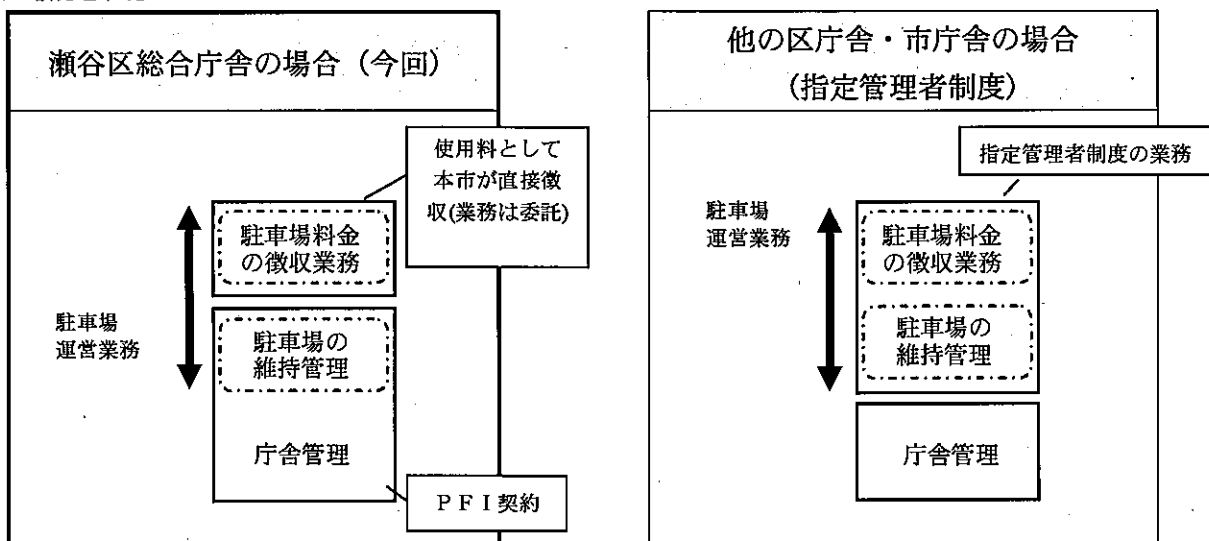
2 実施方法

瀬谷区以外の庁舎駐車場では、駐車場運營業務全体を指定管理者制度で実施しています。

今回設置する瀬谷区総合庁舎駐車場は、平成 20 年 12 月に P F I 契約をする際に、有料化の根拠となる条例が成立していなかったため、駐車場の施設・設備の保守・維持管理等の業務について P F I 事業者へ委託して実施することとしています。

このため、瀬谷区総合庁舎駐車場の料金徴収等は、本市が直接使用料として徴収します。

（参考）【概念図】



3 使用料

使用料については、条例に位置づけるとともに、具体的な金額については、近隣民間駐車場の料金とのバランスなどを考慮して、規則で定めます。

（参考 1）瀬谷区駐車場の近隣民間駐車場の料金例

A、B、C 駐車場：100 円／20 分（平日昼間）、D 駐車場：300 円／60 分（平日昼間）等

（参考 2）他の区・市庁舎駐車場の料金

150 円～250 円／30 分（庁舎開庁時間帯）